

第7回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ情報発信等業務委託仕様書

1 目的

さまざまな関わり方で積極的に子育てを行っている男性の事例や職場における仕事と育児を両立しやすい風土づくりを進める上司・先輩等の事例を募集・表彰し、その内容を広く発信する「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」を実施することにより、男性の育児参画が進むことを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間 契約の日から令和3年2月26日(金)まで

(2) 委託業務の主な作業

「第7回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」の実施にあたり、事業実施のPR、表彰事例をとりまとめた事例集を制作し、県民に向けて情報発信する。

3 委託業務内容

(1) 「第7回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」募集チラシ(2種類)及びポスターの制作

仕様(チラシ1): 男性の家事や育児などに関するエピソードや子どもとふれあう男性の写真を募集するフォトコンテスト等を募集する内容

A3版両面・カラー・9,000部

応募用紙を兼ねるものとし、普及啓発に適した紙質とすること。

100部ずつ紙帯等のうえダンボールに梱包して納品

仕様(チラシ2): 家庭と仕事の両立を応援する職場のイクボスを募集する内容

A4版両面・カラー・4,000部

応募用紙を兼ねるものとし、普及啓発に適した紙質とすること。

100部ずつ紙帯等のうえダンボールに梱包して納品

仕様(ポスター): チラシ1のデザインをベースに作成

B2版・カラー・100部

普及啓発に適した紙質とすること。ダンボール梱包して納品

留意点: 子育て中の男性やその配偶者、従業員等の興味・関心を引き、子どもとの関わり方等について、気軽に情報提供しようと思えるデザインとする。

県が提供する「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」募集に関する基本的事項及び写真を記載事項のベースとし、デザイン制作・キャッチコピー作成・レイアウト検討等を行い、チラシ及びポスターを完成させること。

成果品: 制作したすべてのデータを、PDF・AI及びJPEGデータにより、USBメモリ等の外部記録媒体により納品すること。

(2) 「第7回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」募集PR等

募集期間中、作成チラシやWEB、SNS、広告、イベント等を活用するなど、県が直接行う募集PR以外の方法により、子育て中の世帯やこれから父親・母親になる人等、広く県民に対して本事業の周知及び応募の呼びかけを行うこと(募集期間は6月から8月を予定)。なお、当事業により募集するエピソード、写真の応募目標件数は800件以上であり、それに

向けて県と連携して広報に努めること。

また、フォトコンテストについては、必ずSNSを利用した募集を行うこと。募集にあたってはSNSを通じた広報を行うとともに、応募作品のとりまとめ及び受賞者決定後の受賞者との連絡調整を行うこと。

(3)「父の日」における県事業でのイベント実施による募集PR

下記のとおり行う県事業において、親子（特に父子）を主な対象に集客を図るイベントを行い、県と連携して本事業の周知及び応募の呼びかけを行うこと。

日にち 令和2年6月21日（日）父の日

時間 6時間程度（準備にかかる時間、休憩時間を除く）

会場 県内（屋内）

なお、会場は県が指定する場所とし、会場の使用料は委託料に含みませんが、会場レイアウト・装飾、設営等は含みます。

内容 県が男性の育児参画等の普及啓発を行う事業において、未就学児から小学校低学年くらいまでの児童およびその親等を主なターゲットとし、親子等で楽しめる「父の日」にふさわしいイベントを実施し、同イベント参加者を中心に、県と連携して本事業の周知及び応募の呼びかけを行うこと。

なお、イベントの詳細は契約後に県と協議のうえ、決定する。

また、SNS等を通じて同イベントへの参加を広く周知すること。

(4)「第7回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」受賞者事例集の制作

仕様：A5版・20頁以上・カラー・2,000部

紙質は普及啓発に適したものとし、指定はしません。

記載事項：下記内容を基本とし、詳細については受賞者の取組内容及び応募内容全体をふまえて適宜協議のうえ決定する。

- ・「第7回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」事業概要
- ・受賞者に関する情報（氏名等）及び取組内容（応募内容）
- ・受賞者の写真

留意点：受賞者の取組紹介文は、応募内容を基本とし、必要に応じて関係者への追加の聞き取り等を行うことにより、受託者が文案を作成すること。（デザイン制作を含む。）

成果品：事例集1ページごとのPDFデータ及び全ページのPDFデータ・AIデータに加え、制作したイラストやロゴマークのうち、県が指定するものについては、別途JPEG形式により、データをUSBメモリ等の外部記録媒体により納品すること。

(5)「第7回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」受賞事例を用いた男性の育児参画にかかる情報発信

第7回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ受賞事例について、WEB、SNSなどにおいて表彰式の様子を情報発信するほか、上記(4)で制作した事例集のデータを用いるなどにより、子育て中の世帯やこれから親になる方、企業等に対し広く周知する。

4 契約条件

- (1) 委託業務名 第7回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ情報発信等業務
- (2) 委託期間 令和2年4月1日(水)から令和3年2月26日(金)まで
- (3) 成果品 「第7回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」募集チラシ・ポスター
チラシ1:9,000部、チラシ2:4,000部、ポスター:100部
「第7回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」受賞者事例集:2,000部
成果品、にかかるデジタルデータ(保存形式は上記3「委託業務内容」で指定したものとする。)
- (4) 校正 各成果品の作成にあたっては適宜校正を行うこととし、事前に原案提出期限を県と協議のうえ決定する。
- (5) 履行場所 三重県子ども・福祉部 少子化対策課(津市広明町13番地)他
- (6) 納入期限 「第7回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」募集チラシ・ポスター:
令和2年5月22日(木)
「第7回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」受賞者事例集:
令和2年11月25日(水)
各デジタルデータの納入期限は、各冊子等の納入期限と同一日とする。
- (7) 検査日時 納入期限以降で別途指示する。

5 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において行う。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

8 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

11 その他

- ・契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・本業務により発生した成果品等の著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。
- ・個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- ・委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。
- ・本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。

1 2 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町1 3 番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 担当：上出、青木

Tel : 059-224-2404 FAX : 059-224-2270 E-mail : shoshika@pref.mie.lg.jp